

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第一号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第四号中「百分の八十七未満」を「百分の七十九以下」に改める。
第二十二条第一項第三号中「百分の四十一・五未満」を「百分の四十・五以下」に改める。

附 則

この規則は、令和三年五月三十一日から施行する。